

第3章 保健医療圏の設定と基準病床数

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

参考資料

1. 保健医療圏設定の趣旨

- 医療機関数や医療機能、保健医療従事者数などの状況は地域ごとに異なるため、県民に対して適切な保健医療サービスを提供するためには、一定の地域単位の中で限られた保健医療資源を適正に配置し、保健医療機関相互の機能分担と連携を行うことが必要です。そのために、次のとおり「保健医療圏」を設定します。
(注：「保健医療圏」＝「医療圏」＝「圏域」)
- ただし、保健医療圏は保健医療サービスの提供体制を検討する上での地域単位であり、県民の受療行動を制限するものではありません。

2. 保健医療圏の設定

一次保健医療圏

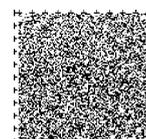
- 県民の日常的な疾病等の診断、治療、予防、健康管理などプライマリ・ケアに関する保健医療サービスを提供する圏域です。県民に身近な保健サービスの提供や介護保険制度の保険者が市町村であることから、『各市町村』をその区域とします。

二次保健医療圏

- 医療法第30条の4第2項第12号の規定に基づき設定する区域であり、入院を中心とする一般的な医療サービスと広域的・専門的な保健医療サービスを提供するための圏域です。
- 地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件を考慮して一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められる区域を単位として、設定しているものです。
- 今回、国の示す見直し検討基準に該当する医療圏^{*1}をはじめ各圏域において二次保健医療圏見直しの検討を行いました。その結果、2025（平成37）年に向けて地域医療構想を推進する観点から当該構想区域との整合を図る必要があること、また、保健・医療・介護施策の総合的な連携が一層重要となる観点から「老人福祉圏域」とも合致した区域としていること、といった状況を踏まえ、従来どおり県内『7の二次保健医療圏』を設定することとしました。

三次保健医療圏

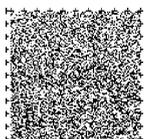
- 医療法第30条の4第2項第13号の規定に基づき設定する区域であり、高度・特殊な保健医療サービスを提供するための圏域です。『県全域』をその区域とします。



〔 二次保健医療圏と構成市町村 〕

二次保健医療圏	構成市町村	人口(人)	面積(km ²)
和歌山	和歌山市、海南市、紀美野町	425,220	438.24
那賀	紀の川市、岩出市	116,068	266.72
橋本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	88,342	463.42
有田	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	74,255	474.86
御坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町	63,603	579.02
田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町	128,161	1580.00
新宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	67,930	922.45
計(7圏域)	9市20町1村	963,579	4,724.71

総務省「平成27年国勢調査」、国土交通省国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」



3. 基準病床数の算定

- 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第14号に基づき、病床整備の基準として定めるものです。
- 既存病床数が基準病床数を上回る圏域においては、原則として病床の新設又は増床が制限されます。ただし、病床過剰地域であることを理由に、当該地域にある医療機関に病床削減の義務が課されるものではありません。

病床種別	区 域	基準病床数	既存病床数 (参考)
療養病床 及び 一般病床	和歌山保健医療圏	4,527	5,634
	那賀保健医療圏	825	871
	橋本保健医療圏	677	824
	有田保健医療圏	511	643
	御坊保健医療圏	566	713
	田辺保健医療圏	1,207	1,535
	新宮保健医療圏	634	964
	合計	8,947	11,184
精神病床	県全域	1,684	2,099
結核病床	県全域	16	28
感染症病床	県全域	32	32

(既存病床数は平成29年3月31日現在の病床数)

- なお、医療法施行規則第1条の14第7項に基づく診療所の個別名称については、和歌山県ホームページ（以下）に記載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/iryokeikaku/keikaku.html>

■用語の説明

※1 国の示す見直し検討基準に該当する医療圏

人口規模が20万人未満、かつ二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入院患者割合が20%未満、推計流入院患者割合が20%以上である二次医療圏。厚生労働省の医療計画作成指針において、見直しについて検討することとされている。厚生労働省の平成26年患者調査によれば、本県では橋本保健医療圏・有田保健医療圏の2保健医療圏が今回該当したところ。

